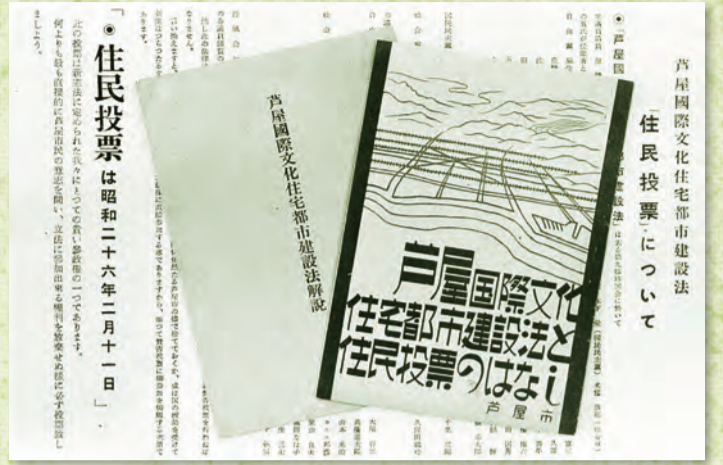


# 国際文化 住宅都市・芦屋 70年のあゆみ



今年「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定されて70周年です。昭和20年代のまだまだ戦後の復興が続く最中に先人たちが未来に思い描く芦屋がそこにありました。

## 「国際文化住宅都市」 芦屋の誕生

昭和26年3月3日、芦屋市のための特別法である「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布されました。この公布が、これから芦屋市が「国際文化住宅都市を目指し発展していくぞ！」と全国へ向けてメッセージを発信したはじまりになります。

空襲でまちの約4割が焼失した芦屋市。復興には多額の費用が必要で、慢性的な財政難に陥っていました。そのような状況のなか国の力も借りながら、いち早く復興し、優れた住宅都市としてのまちづくりを進められるように出来たのがこの特別法です。第1条にはこのようなことが書かれています。

「住宅地として恵まれた環境と優れた立地条件を備えている芦屋市が、国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客(外国の人)の誘致と定住を図り、国際文化の向上と経済復興を目的としている」

海外にも誇れる素敵なまちを作ろうとする決意が表れています。ちなみに、このような特別法が制定されている都市は、芦屋市を含め全国で14市しかありません。

## 「Let's！住民投票」のお話

昭和25年、芦屋市が市制10周年を迎えた年の12月に芦屋国際文化住宅都市建設法案は第9回臨時国会において可決されます。

しかし、この法律は芦屋市にのみ適用される特別法であるため、成立には国会での承認のほか、市民の賛否投票(住民投票)で過半数の賛成を得る必要があり、芦屋市は昭和26年2月11日(日)に住民投票を行うことになりました。

当時の新聞にその時の様子が書かれています。

—きょう住民投票 芦屋 棄権防止に躍起—  
市では投票が始まる朝7時から市役所と打出公会堂のサイレンを1時間おきに鳴らして投票場への関心を高め、中・小学生たちは総出で“ぜひ一票”のメガホン運動をし、ボーイスカウト、仲良し子供会員は“棄権はいけません”と呼びかけた。

(朝日新聞 昭和26年2月11日抜粋)

芦屋市から市民へ必死に投票を呼びかけた様子がかがえます。また、投票前日の新聞には、詩人富田碎花氏のコメントも掲載されています。

—よく考えての一票—富田碎花氏は語る—  
賛成、反対のマイクとピラが入り乱れ、市民は“どちらが正しいか”戸惑っているのが実情。良いことづくめの宣伝は真面目さを欠いているようだ。「この法律にすがらねばどうにもならない」という率直な嘆きを訴えたほうがよくないか。有権者はいろんな宣伝や勧誘にひかれることなく、冷静に判断し投票したいものだ。

(朝日新聞 昭和26年2月10日抜粋)

住民投票の結果は、賛成77.6% (賛成10,288、反対2,949、無効163：住民投票率56%)と賛成多数で「芦屋国際文化住宅都市建設法」は成立。その夜、猿丸市長(当時の芦屋市長)は芦屋市の将来の方針と抱負について語っています。

成立したうちは法案の精神を生かすために全市民力を合わせて理想郷を作るよう努力したい。20年後の芦屋市がどんな形になるか今から楽しみだ。

(神戸新聞 昭和26年2月12日抜粋)

法案成立の喜びと、これから芦屋を世界に誇れる住宅都市にするという、意気込みが伝わってきます。



「広報あしや」昭和25年8月号 芦屋国際文化住宅都市建設法の制定を希望する意見が述べられている。



「広報あしや」昭和26年1月20日号 特別法が国会で可決し、いよいよ住民投票が行われることが掲載されている。



住民投票は市内12カ所で行われた。春日町にあった打出公会堂もそのひとつ。